

議 事 録 (要旨)

令和2年7月20日(月)午後1時30分から福井市企業局庁舎5階 大ホールにおいて令和2年度臨時総会が開催された。

○ 臨時議長の選出

○ 議事及び議決結果

日程 1 委員番号の指定

日程 2 地区担当農業委員の指定について

日程 3 会長の選任について

日程 4 議事録署名委員の選出

日程 5 会長職務代理者の選任について

日程 6 参与の選任について

日程 7 審議事項

議案番号	件名	議決結果
(1)第3号議案	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	承認
(2)第4号議案	農地利用最適化推進委員の委嘱について	承認

日程 8 農地利用最適化推進委員委嘱状交付

○出席委員 23名

1番	寺井	重治
2番	伊藤	敏夫
3番	伊藤	義明
4番	前川	雅彦
5番	小寺	辰夫
6番	武澤	義明
7番	加藤	良子
8番	岩崎	眞次
9番	宮浦	啓二
10番	前川	秀人
11番	清水	重勝
12番	伊川	憲邦
13番	池田	敏雄
14番	西岡	得雄
15番	浅川	健次
16番	鈴木	謹一
17番	豊岡	敏広
18番	野路	直美
19番	清水	勝栄
20番	衣目川	一郎
21番	廣部	厚
22番	山本	清幸
23番	吉田	光範

○欠席委員 1名

24番	田村	洋子
-----	----	----

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長	村	本	貴	史
局次長	南	京	良	幸
課長補佐	東	野	尚	樹
主幹	松	本	光	司
副主幹	岸		美	帆
主査	小	林	恵	美
主査	中	出	剛	史
主事	前	田	大	貴
主事	藤	田	昌	稔

開 会 午後1時30分

司 会

定刻となりましたので臨時総会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の臨時総会は、農業委員会委員の新規任命に伴う、最初の総会であり、ただいま農業委員会会長が空席となっております。従いまして、新会長の互選等を行う目的で、「農業委員会等に関する法律第27条第1項」ただし書の規定により、市長により招集されたものであります。

それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。現在、会長が空席となっておりますので、会長が選出されるまでの間、福井市農業委員会互選規程第7条第3項の規定により、出席委員中、最年長の吉田委員に臨時議長をお願いいたします。それでは、吉田委員、議長席へお願いいたします。

臨時議長
(吉田委員)

年長のゆえをもちまして、私が、臨時議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。総会の構成につきましては、委員総数24人、出席委員23名でございます。田村委員より欠席の報告があり、欠席委員1人でございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立いたしました。よって、これより令和2年度福井市農業委員会臨時総会を開会いたします。

それでは、日程1「委員番号の指定」について事務局の説明を求めます。

事務局

(委員番号について説明)

臨時議長

ただいま説明のあった委員番号の指定については事務局案のとおり定めさせていただきます。

次に、日程2「地区担当農業委員の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(地区担当農業委員の指定について説明)

臨時議長

ただ今の説明について、ご質疑、ご意見等はございませんか。

《特に声なし》

臨時議長

それではお諮りします。「地区担当農業委員の指定」について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声

臨時議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、日程3「会長の選任について」を議題といたします。
なお、福井市農業委員会互選規程第6条に定める出席者数に達しておりますので互選会は成立しております。また、第8条の規定により、互選管理人1人を定めなければならないとなっておりますので、私から指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

『異議なし』の声

臨時議長

ご異議なしと認めます。
それでは、村本事務局長を指名いたします。
互選の方法について、事務局の説明を求めます。

事務局

(会長の選任について説明)

臨時議長

それではこれより会長の互選を行います。
お諮りします。
会長の選出につきましては、投票の方法によりますか、それとも、指名推選の方法によりますか。

5番 小寺委員

指名推薦をお願いします。

臨時議長

指名推選との声がございますが、これにご異議ございませんか。

『異議なし』の声

臨時議長

それでは、会長選出は指名推薦により行います。
指名推薦の方法について、この場で推薦いただく方法や、選考委員会による方法などがございそうですがいかがいたしましょうか。

21番 廣部委員

この場で推薦したいと思います。

臨時議長

この場で推薦との声がありましたが、会長にどなたかを推薦したいという方はおられますか。

21番 廣部委員

長年、会長職務代理者を務めてきた6番の武澤義明委員を推薦します。

臨時議長

ただいま6番 武澤義明委員の直接指名推薦がございましたが、皆さんご異議ございませんか。

『異議なし』の声

臨時議長

ご異議なしと認めます。
よって、全員一致をもちまして、会長は、6番 武澤義明委員に決定いたしました。
それでは、会長より、就任のごあいさつをお願いいたします。

6番 武澤委員
(会長)

《会長就任挨拶》

臨時議長

総会の議長につきましては、福井市農業委員会議事規則第5条の規定により会長が務めるものとされております。会長が決定いたしましたので、議長を交代いたします。

司会

議長を務めていただいた吉田委員に、盛大な拍手をお願いします。吉田委員、ありがとうございました。会長、議長席をお願いします。

武澤会長
(議長)

それでは、議事規則に従いまして、議長を務めさせていただきます。
次に、日程4「議事録署名委員の選出」についてお諮りします。議事録署名委員2名の選出につきましては、いかがいたしましょうか。

『議長一任』の声

議長

議長一任ということでございますので、私の方から指名させていただきます。

1番 寺井委員、2番 伊藤敏夫委員のご両名を指名いたします。
次に、日程5「会長職務代理者の選任について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(会長職務代理者の選任について説明)

議 長	それではこれより、会長職務代理者の互選を行います。お諮りします。会長職務代理者の選出につきましては、投票の方法によりますか。それとも、指名推薦の方法によりますか。
5 番 小寺委員	指名推薦でお願いします。
議 長	指名推薦との声がございますが、これにご異議ございませんか。
	『異議なし』の声
議 長	それでは、会長職務代理者の選出は指名推薦により行います。指名推薦の方法について、この場で推薦いただく方法や、選考委員会による方法などがございませぬか。
2 1 番 廣部委員	会長職務代理者及び参与には、会長の補佐となって動いていただきたいので、会長からどなたか指名していただきたいと思ひます。
議 長	ただいま会長一任とのご発声ございましたが、皆さんご異議ございませんか。
	『異議なし』の声
議 長	ご異議なしと認めます。 それでは私のほうから委員番号 2 2 番 山本清幸 委員を会長職務代理者に指名いたします。よろしいでしょうか。
	『異議なし』の声
議 長	それでは、会長職務代理者より就任のごあいさつをいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。
2 2 番 山本委員 (会長職務代理者)	《会長職務代理者就任挨拶》
議 長	次に、日程 6 「参与の選任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(参与の選任について説明)

議 長

それでは、参与を私のほうから指名します。

参与に、5番 小寺辰夫 委員、15番 浅川健次 委員、20番 衣目川一郎 委員とすることに、ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、全員一致をもちまして、参与に5番 小寺辰夫 委員、15番 浅川健次 委員、20番 衣目川一郎 委員、に決定いたしました。

それでは、参与の方は前の方にお進みください。参与より、ごあいさつをお願いいたします。

5番 小寺委員
15番 浅川委員
20番 衣目川委員
(参与)

《参与就任挨拶》

議 長

ありがとうございました。

つづきまして、日程7「第3号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。なお、ここでご承認いただいた指針は、後ほど、推進委員の意見を聞き、必要な修正を加えた上で、決定したいと存じますのでご了承ください。それでは事務局の説明を求めます。

事務局

(第3号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明)

議 長

ただいまの説明に対して、ご質疑、ご意見等はございませんか。

16番 鈴木委員

2点お伺いします。3ページの管内農地面積の現状と最終目標ですが、現在の農地面積が7,860ha、これが令和5年度末には7,700haということは、160haを非農地判断していくということですか。

また、4ページの農地利用集積目標は、現状が5,777ha、最終目標が6,160haということは、400haを集積していくということでしょうか。

事務局

管内農地面積については、これまでの減少の割合を今後4年間に反映させた場合に、これくらい減るだろうという推測の面積をあげさせていただ

いています。農業委員会で意図的に160haを非農地判断していくというものではないです。

農地利用集積目標については、集積率を8割に上げるためには集積面積がこれくらい必要だという数字をあげています。

3番
伊藤義明委員

5ページに「農業者の高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定」とあるが、別段の面積を設定するには、法律に抵触することはないか。どこまで考えているか。

事務局

別段面積については、現時点では具体的にどこかの地域の下限面積を下げることは考えていません。

3番
伊藤義明委員

下限面積を下げないと、新規参入は難しいと個人的には思っている。下限面積を下げるなどして、新規参入できるような方法を取れたらいいというのが私の考えです。

事務局

新規参入を促進する上で下限面積がネックになっているということであれば、農業委員会の中で協議し、しかるべき法手続きで進めていきたいと思えます。

議長

下限面積については、福井市農業委員会では以前は50aだったが、平成23年から平坦地で30a、中山間地で20aとしている。しかし新規参入について考えると、鯖江市農業委員会は10aまで下げているので、福井市も支障が生じてくれば、もう一度、皆さんにお諮りし、検討を加える余地はあるのではないかと思います。

13番 池田委員

先ほど鈴木委員が聞いた点について再度確認させてください。毎年我々が行っている利用状況調査において、山林化しているところを非農地判断しているが、その面積は、3ページ及び4ページの管内農地面積の減少分の数字に反映されているのか。されていないとすれば、どこに反映されるのか。また、転用された面積は、管内農地面積の減少分に含まれるのか。

局長

管内の農地面積が減っている理由としては、池田委員が言われたように、転用により宅地化している面積や、非農地判断をして非農地とした面積が含まれています。これまでの経緯を考慮して、今後これくらい減るであろうという数値を最終目標にあげています。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それでは、お諮りします。「第3号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議 長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、「第4号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第4号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について説明)

議 長

ただ今の説明について、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それでは、お諮りします。第4号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議 長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程8「農地利用最適化推進委員委嘱状交付」を行います。会長職務代理者、参与はステージ前に移動してください。

ほかの委員は、15時00分まで休憩といたします。

(休憩・・・農地利用最適化推進委員委嘱状交付式)

閉会 午後3時15分